

信用状確認保険の取扱いについて・新旧対照表

新	旧	備考
信用状確認保険の取扱いについて 令和6年2月28日 24 - 制度 - 00028 <u>沿革 令和6年8月27日 一部改正</u>	信用状確認保険の取扱いについて 令和6年2月28日 24 - 制度 - 00028	
信用状確認保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00019。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	信用状確認保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00019。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	
第1章 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 (対象契約) 第1条 この規程の対象とする信用状は、以下の各号に定める条件を充足するものを言う。 一 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供等の対価の支払に充てられること 二～五 (略)	第1章 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 (対象契約) 第1条 この規程の対象とする信用状は、以下の各号に定める条件を充足するものを言う。 一 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供等の対価 <u>（以下「代金等」という。）</u> の支払に充てられること 二～五 (略)	以下に「代金等」の文言が現れないため、削除する。
(O E C D勧告の遵守) 第3条 公的輸出信用と贈賄に関するO E C D理事会勧告に基づく基準に適合しない確認信用状については保険契約を締結しないこととする。	(O E C D勧告の遵守) 第3条 公的輸出信用と贈賄に関するO E C D理事会勧告に基づく基準に適合しない確認信用状については保険契約を締結しないこととする。 <u>当該基準に適合しない輸出契約等に係る確認信用状についても同様とする。</u>	信用状確認銀行は輸出契約等そのものでなく、あくまで信用状を確認するため、信用状確認保険の付保は輸出契約等に対する輸出信用供与に該当しない。そのため公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準の適用対象から輸出契約等を除外する。なお、信用状確認銀行にとって、確認信用状に係る輸出契約等が当該基準に適合するかの

信用状確認保険の取扱いについて・新旧対照表

		確認は実務的に困難であると考えられる。
附 則 [令和6年8月27日] この <u>改正</u> は、 <u>令和6年9月2日</u> から実施する。	附 則 [令和6年2月28日] この <u>規程</u> は、 <u>令和6年3月15日</u> から実施する。	